

## 平成30年度 自殺対策計画策定の経過（進捗状況）

平成28年4月1日に改正された自殺対策基本法（以下基本法とする）において、市町村自殺対策計画（以下計画とする）の策定が義務付けられたことに伴い、平成30年度中に計画の策定を行います。

### 1 計画策定に関して、これまでの取組経過

本市における自殺の実態の分析や、9月から11月にかけて庁内全部局及び関係団体を対象とした自殺対策関連事業の調査を実施し、それらを基に自殺対策推進庁内会議や自殺対策推進懇談会等において施策の方向性や取組内容等について御意見を伺いながら、計画案を策定しているところです。（計画策定に向けた推進体制については別添資料参照）

### 2 自殺対策計画（案）の概要について

#### （1）位置づけ

基本法第13条第2項の規定に基づく計画。

本市における自殺対策を推進していくための総合的な計画で、基本的な考え方、具体的な取組などを定めるものです。

#### （2）計画期間

2019年度～2023年度（5年間）

#### （3）基本的な考え方

基本法の基本方針や、基本法に基づく自殺総合対策大綱の基本方針に従い、効果的、総合的な対応ができるよう相談機関等のネットワークの構築、自殺対策の普及啓発、人材育成等に取り組む、「生きることの包括的な支援体制」を整備します。

#### （4）施策の方向性について

「誰も自殺に追い込まれないまち」を最終目標として、すべての市町村が取り組むことが望ましいとしている共通基盤的な施策として、国が掲げる「基本施策」\*、本市における自殺の実態を踏まえて優先的に取り組むべきハイリスク世代、リスク要因等である「重点分野」\*\*を組み合わせて、効果的な自殺対策に取り組めます。

<参考>基本施策、重点分野について、計画案の中では以下のように項目、分野を定めている。

※「基本施策」…ア 地域におけるネットワークの強化

- イ 自殺対策を支える人材の育成
  - ウ 住民への啓発と周知
  - エ 生きることの促進要因への支援
- ※※「重点分野」…
- ア 子ども、若者への支援
  - イ 高齢者への支援
  - ウ 生活困窮者への支援
  - エ 勤労世代への支援

### 3 今後のスケジュールについて

1月上旬から2月上旬にかけてパブリックコメントを実施し、庁内会議や懇談会を行い、計画の最終案や計画の推進体制等について確認したのち、今年度中に計画を策定する予定です。

# 計画策定に向けた自殺対策推進体制

- 1 計画の策定・推進に当たっては、庁内会議を筆頭に計画策定・推進作業部会で具体的な検討を行うとともに、懇談会において計画等に関する意見交換を実施。
- 2 実務上の情報共有等は、実務担当者会議を中心に行い、必要に応じて庁内会議や懇談会において議論又は意見交換。

## 自殺対策推進懇談会

- 1 構成委員 … 次のとおり。
  - (1) 学識経験者(弁護士)
  - (2) 関係団体からの推薦者
    - ア 医師会
    - イ 薬剤師会
    - ウ 社会福祉協議会
    - エ 民生・児童委員協議会
  - (3) 行政機関(大阪府吹田保健所)
  - (4) 公募市民(2名以内)
 ※必要に応じ関係室課も出席することが可能。
- 2 所掌事務 … 計画の策定及び推進に関する事項について意見交換

## 自殺対策推進庁内会議

- 1 構成委員 … 関係部局の部長級職員
- 2 所掌事務 … 本市の自殺対策に関する方向性、計画の策定・推進に関する事務を所掌

## 作業部会等

- 1 計画策定・推進作業部会
  - (1) 構成委員 … 関係室課の室課長
  - (2) 所掌事務 … 自殺対策計画の策定及び推進に関する事務を所掌
- 2 実務担当者会議
  - (1) 構成委員 … 関係室課の職員(課長級以下の実務担当者)、吹田保健所、社会福祉協議会
  - (2) 所掌事務 … 自殺予防対策に係る市と関係機関の実務的な情報共有や連携に関する事務を所掌